

改正案	現行
<p>（安全阻害行為等の禁止等）</p> <p>第七十三条の三 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為（以下「安全阻害行為等」といふ。）をしてはならない。</p> <p>第七十三条の四 機長は、航空機内にある者が、離陸のため当該航空機の前乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時まで、安全阻害行為等をし、又はしようとしていと信ずるに足りる相当な理由があるときは、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために必要な限度で、その者に対し拘束その他安全阻害行為等を抑止するための措置（第五項の規定による命令を除く。）をとり、又はその者を降機させることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 航空機内にある者は、機長の要請又は承認に基づき、機長が第一項の措置をとることに對し必要な援助を行うことができる。</p> <p>4 機長は、航空機を着陸させる場合において、第一項の規定に基づき拘束している者があるとき、又は同項の規定に基づき降機させようとする</p>	<p>（安全阻害行為等の抑止の措置等）</p> <p>第七十三条の三 機長は、航空機内にある者が、離陸のため当該航空機の前乗降口が閉ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちいずれかが開かれる時まで、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序をみだし、若しくは当該航空機内の規律に違反する行為をし、又はこれらの行為をしようとしていと信ずるに足りる相当な理由があるときは、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために必要な限度で、その者に対し拘束その他これらの行為を抑止するための措置をとり、又はその者を降機させることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 航空機内にある者は、機長の要請又は承認に基づき、機長が第一項の措置をとることに對し必要な援助を行なうことができる。</p> <p>4 機長は、航空機を着陸させる場合において、第一項の規定に基づき拘束している者があるとき、又は同項の規定に基づき降機させようとする</p>

者があるときは、できる限り着陸前に、拘束又は降機の理由を示してその旨を着陸地の最寄りの航空交通管制機関に連絡しなければならない。

5 機長は、航空機内にある者が、安全阻害行為等のうち、乗降口又は非常口の扉の開閉装置を正当な理由なく操作する行為、便所において喫煙する行為その他の当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために特に禁止すべき行為として国土交通省令で定めるものをしたときは、その者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該行為を反復し、又は継続してはならない旨の命令をすることができる。

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 (略)

2 航空機は、前項の場合を除き、飛行しようとするとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報しなければならない。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、飛行を開始した後でも、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

3・4 (略)

(許可基準)

第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一〜四 (略)

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

二 法人であつて、その役員がロ又はハのいずれかに該当するもの

者があるときは、できる限り着陸前に、拘束又は降機の理由を示してその旨を着陸地のもよりの航空交通管制機関に連絡しなければならない。

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 (略)

2 航空機は、前項の場合を除き、飛行しようとするとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報しなければならない。

3・4 (略)

(許可基準)

第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一〜四 (略)

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

二 法人であつて、その役員がロ又はハの一に該当するもの

亦 会社であつて、その持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。）その他の当該会社の経営を實質的に支配していると認められる会社として国土交通省令で定めるもの（以下「持株会社等」という。）が第四条第一項第四号に該当するもの

2
(略)

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第一百条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第一百一十一条の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が第一百一十一条の二の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一・二 (略)

（許可の失効）

第二百条 本邦航空運送事業者が第四条第一項各号に掲げる者に該当するに至つたとき、又は会社である本邦航空運送事業者の持株会社等が同項第四号に掲げる者に該当するに至つたときは、当該本邦航空運送事業者に係る第百条第一項の許可は、効力を失う。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第二百条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるもの

2
(略)

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第一百条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第一百一十一条の三第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が第一百一十一条の二の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一・二 (略)

（許可の失効）

第二百条 本邦航空運送事業者が第四条第一項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その者に係る第百条第一項の許可は、効力を失う。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第二百条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるもの

として国土交通省令で定める株式を発行している会社である本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、その株式を取得した第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同項第四号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、国土交通省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならぬ。ただし、その割合が国土交通省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（外国人国際航空運送事業）

第二百二十九条 第百条第一項の規定にかかわらず、第百一条第一項第五号イ又はホに掲げる者は、国土交通大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第二百二十六条第一項各号に掲げる航行（これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により旅客又は貨物を運送する事業を営むことができる。

2・3（略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～五の二（略）

五の三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者

六～十（略）

として国土交通省令で定める株式を発行している会社である本邦航空運送事業者は、その株式を取得した第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同項第四号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 前項の本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならぬ。ただし、その割合が国土交通省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（外国人国際航空運送事業）

第二百二十九条 第百条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項各号に掲げる者は、国土交通大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第二百二十六条第一項各号に掲げる航行（これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により旅客又は貨物を運送する事業を営むことができる。

2・3（略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条 次各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～五の二（略）

六～十（略）